



島根県報

平成26年9月9日（火）

第2,630号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	2
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	(砂 防 課)	3
土砂災害警戒区域の指定	(")	4

【公 告】

島根県第2オープン基盤構築運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	(情 報 政 策 課)	4
砂利採取業務主任者試験の実施	(河 川 課)	8

【特定調達公告】

島根県環境放射線情報システム専用回線の調達に係る一般競争入札の実施	(原子力安全対策課)	9
-----------------------------------	------------	---

【雑 報】

消防設備士試験の実施	(消 防 総 務 課)	12
------------	-------------	----

告 示**島根県告示第512号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
日立記念病院	安来市安来町1278-5	平成26年8月29日から 平成29年8月28日まで

島根県告示第513号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン出雲天神店 出雲市天神町151外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) イオン出雲食品館

(変更後) イオン出雲天神店

(4) 変更の年月日

平成26年8月26日

2 届出年月日

平成26年8月29日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第514号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
安来市	平成24年度～25年度	9枚	1冊	東比田13	平成26年8月29日
仁多郡奥出雲町	平成23年度～25年度	13枚	1冊	阿井4	平成26年8月29日
雲南市	平成24年度～25年度	32枚	1冊	北村2、北村3	平成26年8月29日

島根県告示第515号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

今市

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から22号までを順次に結んだ線及び標柱1号と22号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市旭町今市381番1	1号から3号まで
〃 377番2	4号及び5号
〃 378番9	6号
〃 376番3	7号
〃 376番2	8号から10号まで及び13号
〃 371番3	11号
〃 359番1	12号
〃 370番2	14号
〃 365番19	15号
〃 367番2	16号
〃 378番10	17号及び18号
〃 378番4	19号から22号まで

島根県告示第516号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

川平

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市長沢町口773番3	1号及び12号
〃 1165	2号及び3号
〃 1170番7	4号
〃 1170番6	5号
〃 788番1	6号及び7号
〃 787番1	8号及び9号
〃 787番3	10号
〃 783番2	11号

島根県告示第517号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

安来市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

須崎、川平、乙見、三本栃、鍋谷、広瀬畑、西ノ谷、奥田原

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所及び安来市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

島根県第2オープン基盤構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成26年9月9日

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県第2オープン基盤構築運用保守業務の調達

(2) 仕様

島根県第2オープン基盤構築運用保守業務提案競技仕様書による。

(3) 期間

ア 島根県第2オープン基盤構築業務

契約の日から平成27年4月30日まで

イ 島根県第2オープン基盤運用保守業務

平成27年5月1日から平成33年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

233,173千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成27年度分 35,448千円

平成28年度分 39,545千円

平成29年度分 39,545千円

平成30年度分 39,545千円

平成31年度分 39,545千円

平成32年度分 39,545千円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に
関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが、(1)のアからカに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成26年9月9日（火）から同月17日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 7部

(9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成26年10月3日(金)午後3時まで(郵送の場合は、書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成26年10月20日(月)午後3時まで(郵送の場合は、書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

電話 0852-22-6338 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)

(2) 質問提出期限は、平成26年9月17日(水)午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成26年9月25日(木)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成26年10月8日(水)までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

(1) 島根県第2オープン基盤構築運用保守業務提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容を別に定める評価基準に基づき評価する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 平成26年度の歳出予算（9月補正予算）において、島根県第2オープン基盤構築運用保守業務の調達に係る予算が減額又は削除された場合は、本提案競技の実施を中止する場合がある。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : A Virtual server system for Shimane Prefectural Government lset

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3:00 p.m. 20 October 2014

(3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-6338

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成26年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成26年11月14日（金）午前10時から12時まで

（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。退室は試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出し、再入室は認めない。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

(1) 受験願書（所定の様式）

(2) 写真2枚（うち1枚は、受験票に貼り付けること。）（手札形（縦8センチメートル、横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

(3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成26年9月29日（月）から同年10月14日（火）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、平成26年10月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、平成26年11月25日（火）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には、対応しない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-5499）に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県環境放射線情報システム専用回線 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

ア 納入期限（回線開通日）

平成27年3月23日

イ 回線サービス利用期間

平成27年3月23日から平成32年3月22日まで

(4) 納入場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、初期費用及び平成27年3月23日から平成27年9月30日までの役務に係る金額には当該金額の8パーセント、平成27年10月1日から平成32年3月22日までの役務に係る金額に当該金額の10パーセントに相当する額を、それぞれ加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を以下の計算式に当てはめ、得られた金額を入札書に記載すること。

【計算式】

入札書記載金額＝（初期費用の108分の100に相当する金額）＋（平成27年3月23日から平成27年9月30日までの役務に係る金額の108分の100に相当する金額）＋（平成27年10月1日から平成32年3月22日までの役務に係る金額の110分の100に相当する金額）

2 入札に参加する者に必要な事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱による入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」中分類(5) 電気通信機器）に登録されている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次の場所において資格審査の申請を行うこと。

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

T E L 0852-22-5342

(4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付

ア 交付期間

平成26年9月9日から同年10月3日まで（交付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

イ 交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第一グループ

TEL 0852-22-5278

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 確認書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成26年10月3日午後5時

ウ 提出場所

(1)イの場所

(4) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成26年10月21日午前10時（ただし、郵送の場合は、平成26年10月20日午後5時までに到着していること。）

ウ 提出場所

平成26年10月20日までは(1)イの場所とし、それ以降は(5)イの場所とする。

(5) 開札

ア 日時

平成26年10月21日 午前10時

イ 場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県庁7階防災部会議室（701）

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Communication lines for Shimane-ken environmental radiometry information system, 1 set
- (2) Contract period : Delivery period (The day communication lines become available) 23 March 2015, Service period 23 March 2015 to 22 March 2020
- (3) Time-limit for tender : 10 : 00 21 October 2014 (tenders submitted by mail : 17 : 00 20 October 2014)
- (4) Information regarding tender : Nuclear Power Safety Policy Division Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi Matsue-shi Shimane-ken 690-8501 Japan, Tel 0852-22-5278

雑

報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成26年度第2回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成26年9月9日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木良一

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成26年12月14日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分には集合すること。）
午後の試験 13時30分から（13時00分には集合すること。）

(2) 試験の場所

松江市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請

平成26年10月14日（火）から同月28日（火）まで
（郵送の場合は、10月28日までの消印のあるものにより受け付ける。）

イ 電子申請

平成26年10月11日（土）午前9時から同月25日（土）午後5時まで
（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819

F A X 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）